

## 都営住宅の建設促進を求める意見書

東京都の計画では、将来的には人口減少社会の到来を踏まえ、新規建設を取りやめ、引き続き既存ストックを有効に活用し、公平かつ的確に供給するとしている。現在の募集形態は、空き家登録が主であり、募集の高倍率も常態化している。

民営借家に居住する世帯の居住費支出は、公営住宅世帯に比べ、高い割合となっている。また、民間賃貸住宅において貸し主が入居制限を行うことにより、住宅に困窮する低所得者・高齢者・障がい者等が存在する。住宅に困窮する住民の居住の安定の確保が必要である。

地域に根差した住まいづくり、地域住民のセーフティネットの機能向上として、質・量ともに兼ね備えた良質な住宅が求められている。

よって、本市議会は、東京都に対し、大都市の実情に即した公営住宅計画に改善し、都営住宅の建設促進を図ることを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年10月1日

三鷹市議会議長 石 井 良 司